

草津市気候非常事態(ゼロカーボンシティ)宣言のポイント

- ◆気候変動(地球温暖化)に対する危機意識を全市民と共有することで、地球温暖化対策に向けての行動変容を促し、積極的な取組につなげていくため、議長と市長が共同で宣言しました。
★議長・市長の共同宣言は、西日本初となりました。
- ◆「愛する地球のために約束する草津市条例」や「草津市地球冷やしたい推進協議会」(備考参照)を通じて、市民、事業者、団体、市などが、それぞれ自主的に、また、協働して、これまで地球温暖化対策に取り組んでいるなかで、脱炭素社会づくりに向けて、今一度各々が何をすべきかを考えるきっかけにしていくとの思いを込めました。
★「愛する地球のために約束する草津市条例」のように、市町村が地球温暖化対策に関する条例を定めるのは未だ少なく、また、その条例を盛り込んで宣言するという手法は他の自治体の宣言にはなく、草津市独自のものになります。
- ◆「愛する地球のために約束する草津市条例」のように、宣言文にルビをふることにより、未来を担う子どもたちをはじめ、より幅広い世代の方々へのメッセージとしました。
- ◆主題は「気候非常事態宣言」としてありますが、副題を「2050カーボンニュートラルへの決意」とすることで、「ゼロカーボンシティ」の表明であることを明確化しています。
★「気候非常事態宣言」は県内では2例目、「ゼロカーボンシティ」の表明は県内では4例目となりました。

<備考> 気候変動(地球温暖化)に関する草津市のこれまでの取組

2007(平成 19)年度	「愛する地球のために約束する草津市条例」制定
2008(平成 20)年度	「草津市地球冷やしたいプロジェクト(草津市地球温暖化対策地域推進計画、のちに地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)における地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置付け)」策定 市民・事業者・団体・市からなる「草津市地球冷やしたい推進協議会(のちに温対法における地球温暖化対策地域協議会に位置付け)」設立 ⇒地球温暖化防止の市民運動として、様々な事業を推進してきた。
2020(令和 2)年度	実行計画(区域施策編)を地球温暖化対策における緩和策(温室効果ガスを減らすこと)だけではなく適応策(気候変動に備えること)を含めた内容に改正し、気候変動適応法における「地域気候変動適応計画」に位置付け ⇒社会情勢の変化や市内の特性等を踏まえた計画等の見直しを実施してきた。
2022(令和 3)年度	気候非常事態宣言(ゼロカーボンシティ表明) 地方公共団体実行計画(事務事業編)改定